

鷹巣技術専門校清和寮賄い業務委託特記仕様書

1. 総則

(1) この仕様書は、鷹巣技術専門校清和寮賄い（食事の提供等）業務委託の実施について必要な事項を定めるものである。

(2) 委託期間

令和8年4月1日から同9年3月31日まで。

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び校の定める長期休業期間を除く毎日。ただし、事前に校から申し出があった場合はこの限りではない。

2. 委託内容

(1) 委託業務の範囲

- ①調理作業管理業務
- ②材料管理業務
- ③衛生管理業務
- ④廃棄物処理業務
- ⑤上記に付帯する業務

(2) 数量

1日3食（朝・昼・夕）をその時点での入寮生分提供すること（最大各食30名分）。現時点での令和8年度の入寮予定者は8名であるが、年度途中で変更となる可能性があり、変更となった場合は、随時、変更後の人数分を提供すること。

(3) 業務分担

別紙1「委託業務分担表」のとおり。

(4) 経費分担

別紙2「委託業務にかかる経費負担区分表」のとおり。

(5) 業務内容

別紙3「委託業務取扱要領」、別紙4「受託者提出書類一覧」、別紙5「保存食要領」のとおり。

(6) 入寮生の食事時間

原則として下記のとおりとするが、年度途中で食事時間を変更する可能性があり、変更した場合は、変更後の食事時間に対応すること。

朝食：点呼（7時5分）終了後から8時00分まで。

昼食：12時10分から12時40分まで。

夕食：17時00分から18時40分まで。

(7) 業務責任者の配置と責務

受託者は、業務を円滑に遂行するため、業務現場における責任者（以下「業務責任者」）を配置し、校側の管理者や担当者と受託業務の円滑な運営の

ために随時協議させるとともに、受託者側の従事者の労務管理や健康管理等の業務を行わせること。

(8) 配置する従業員の数

受託者は、業務を確実に実施できる人数を配置すること。

(9) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは契約の解除後及び契約期間満了後も同様とする。

(10) 従事者の衛生管理

受託者は、業務に従事する従業員に対し、採用決定時はもちろん、採用後も定期的に健康診断及び検便を実施すること。

(11) 業務報告等

受託者は、別紙4「受託者提出書類一覧」に定める書類を期日までに提出すること。

(12) 施設・設備

受託者は、貸し付けされた施設・物品等を使用するに当たっては、常に整理整頓を心がけ、清潔に保つこと。また、作業終了後、ガスや水道等の状況を確認し、出入り口の施錠を行うこと。

(13) その他

受託者は、本特記仕様書及び別紙3「委託業務取扱要領」に記載がない事項については、委託者と十分に協議し、業務の円滑な運営が図られるよう努めること。